

広域の通信制の課程を置く高等学校における高等学校等就学支援金事務に関する緊急点検の結果について

平成 28 年 3 月 30 日

文部科学省初等中等教育局

I 点検の概要

1 目的, 位置付け

三重県伊賀市に所在する広域の通信制の課程を置く高等学校（以下「広域通信制高校」という。）における高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の不正受給の疑いについて、東京地方検察庁により捜査がなされていることを受けて、文部科学省として、学校所在地と生徒の居住地が離れていること、生徒の年齢構成が多種多様であること等の広域通信制高校の特性を踏まえて、広域通信制高校における就学支援金事務に関して緊急に点検を行ったものである。

なお、本点検のうち、広域通信制高校に対する点検は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 18 条に基づき各都道府県が実施したものである。

2 対象^{*1}

広域通信制高校 102校

（学校法人の設置する学校（以下「私立」という。）：83校、

学校設置会社の設置する学校（以下「株立」という。）：19校）

上記学校に対し就学支援金を支給する都道府県 33団体

上記学校に関する構造改革特別区域（以下「特区」という。）計画の認定地方公共団体 19団体^{*2}

3 期間及び方法

期間：平成 27 年 12 月 17 日（木）～平成 28 年 2 月 15 日（月）

方法：点検票への回答。広域通信制高校に対する点検については、各都道府県において、実地検査をした上で文部科学省に報告。

*1 一覧は別添 1 を参照。

*2 大阪府・大阪市は共同して認定地方公共団体となっているため 1 団体としてみなしている。

II 点検結果

○ 広域通信制高校に対する点検

1 学校施設の状況について^{*3}

本校以外の関連する施設^{*4}を設置している学校は、私立64校(77%)^{*5}、株立19校(100%)。サポート校^{*6}を置く学校は、私立35校(42%)、株立17校(89%)。

(単位：校)

	計	本校のみ	本校以外の関連する	
			施設を設置	うち、サポート校を設置
私立	83	19	64	35
株立	19	0	19	17
計	102	19	83	52

サポート校を設置していない学校は50校(49%)、設置している学校は5

*3 詳細については、別添2を参照。

*4 関連する施設の定義は以下のとおり。

- ①本校…通信制の課程を置く高等学校(実施校)の本拠となる施設
- ②本校以外の自校の施設…当該広域通信制高校が自校の施設として設置している、本校以外の面接指導・添削指導・試験のための施設(自己所有・借用のいずれかを問わず、他の学校等の校舎施設の一部を借用して自校の教室としているもの等も含む。)
- ③協力校…当該広域通信制高校の行う面接指導及び試験等に協力する他の高等学校(高等学校通信教育規程第3条の協力校)
- ④連携する技能教育施設…当該広域通信制高校と技能連携を行う技能教育施設(学校教育法55条の技能教育施設。いわゆる「技能連携校」)
- ⑤サポート校…上記②、③及び④以外の施設であって、実施校に在籍する生徒に対して面接指導・添削指導・試験などの教育活動へのサポートを行うものとして実施校または設置者が認めているもの

上記のほか、事務のみを行う事務局を別途置く設置者もみられた。

*5 割合は、私立と株立とに分けて記載する場合には、それぞれの学校数(私立83校、株立19校)に対する割合。私立と株立を分けずに記載する場合には全体の学校数(102校)に対する割合。

*6 定義は*3を参照。

2校（51％）であった。また、サポート校の設置数別では、1施設以上10施設未満が26校、10施設以上30施設未満が12校、30施設以上50施設未満が7校、50施設以上100施設未満が6校、150施設以上が1となっている。なお、最も多い学校では、187施設のサポート校を置いている。

（単位：校）

設置する サポート校数	0	1以上 10未満	10以上 30未満	30以上 50未満	50以上 100未満	100以上 150未満	150以上
私 立	48	17	9	3	5	0	1
株 立	2	9	3	4	1	0	0
計	50	26	12	7	6	0	1

2 就学支援金事務の体制等について

就学支援金事務について、本校又は設置者の事務所等において全生徒分を一括して処理する学校は、私立45校（54％）、株立10校（53％）。逆に、本校以外の関連する施設において、就学支援金に関する何らかの事務^{*7}を実施する学校は、私立38校（46％）、株立9校（47％）。

（単位：校）

	計	本校等で 一括して処理	本校以外の関連する 施設が事務に関与
私 立	83	45	38
株 立	19	10	9
計	102	55	47

3 制度に関する理解・周知の状況

(1) 法人内における就学支援金の事務処理に関するマニュアルの作成状況

85校（83％）の学校で文部科学省の就学支援金事務処理要領（以下、「事務処理要領」という。）が代用されている。自ら作成している場合でも、「事務処理要領を併用している」との回答もあった。一方、7校（7％）は作成していなかった。

*7 単に生徒から提出された申請書を本校に郵送するなどの場合も含む。

(単位：校)

	計	作成 している	作成 していない	文科省の事務処 理要領で代用	その他
私 立	83	5	4	70	4
株 立	19	1	3	15	0
計	102	6	7	85	4

【その他】

- ・ 都道府県から示されている資料を代用（4校）。

(2) 法第3条^{*8}の受給資格規定について関係する教職員に対する周知の状況

法第3条の受給資格規定については、96校（94%）が関係する教職員に周知していた。「事務処理要領の配布」や「職員会議での説明等により周知している」との回答が多かった。ただし、「制度変更があった際に説明している」等の定期的に周知していない場合や、独自に作成している資料において所得制限についての記述しかない場合も含まれている。一方、4校（4%）では関係する教職員に対して周知していなかった。

*8 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（抄）

第3条（略）

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（括弧内省略）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

3（略）

(単位：校)

	計	周知している	周知していない	その他
私立	83	79	3	1
株立	19	17	1	1
計	102	96	4	2

【その他】

- ・人事異動に伴い口頭にて申し送りを実施。
- ・本校や取りまとめ事務所に問い合わせるよう周知。

(3) 法第3条の受給資格規定について生徒に対する周知の状況

法第3条の受給資格規定については、97校(95%)が生徒に周知していた。「入学説明会で説明している」や「申請書配布の際に添付する資料で説明している」との回答が多かった。ただし、独自に作成している資料において、所得制限についての記述しかない場合も含まれている。一方、5校(5%)では生徒に対して周知していなかった。

(単位：校)

	計	周知している	周知していない	その他
私立	83	79	4	0
株立	19	18	1	0
計	102	97	5	0

(4) 法第21条^{*9}の罰則規定について関係する教職員に対する周知の状況

法第21条の罰則規定については、84校(82%)が関係する教職員に周知していた。ただし、口頭による説明や「申請書様式の別紙により周知している」との回答が多かった。一方、17校(17%)では関係する教職員に対して周知をしていなかった。

*9 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（抄）

第21条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、同法による。

2・3 （略）

(単位：校)

	計	周知している	周知していない	その他
私立	83	70	12	1
株立	19	14	5	0
計	102	84	17	1

【その他】

- ・日頃から教職員には不正錯誤のないように周知している。

(5) 法第21条の罰則規定について生徒に対する周知の状況

法第21条の罰則規定については、64校(63%)が生徒に周知していた。ほとんどの学校において「申請様式の別紙により周知している」との回答であった。一方、38校(37%)が生徒に対して周知していなかった。

(単位：校)

	計	周知している	周知していない	その他
私立	83	54	29	0
株立	19	10	9	0
計	102	64	38	0

(6) 法第7条^{*10}の代理受領規定について関係する教職員に対する周知の状況

法第7条の代理受領規定については、93校(91%)で関係する教職員に対して周知していた。「事務処理要領の配布」や「口頭での説明により周知している」との回答が多かった。一方、9校(9%)では関係する教職員に対して周知していなかった。

(単位：校)

	計	周知している	周知していない	その他
私立	83	77	6	0
株立	19	16	3	0
計	102	93	9	0

*10 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)(抄)

第7条 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(7) 生徒に対する就学支援金の直接支給の状況

いずれの学校においても、授業料を予め徴収している場合を除き、授業料債権と相殺せずに就学支援金を直接生徒に受給している場合はなかった。

(8) 授業料や就学支援金に関する周知の状況

授業料や就学支援金に関する周知の状況を、学則上の授業料の定めとも照らしつつ、ウェブサイトやパンフレットにおける記述等により確認を行った。

一部の学校において、以下のような不適切な記述等がみられた。

なお、指摘された事項については、各学校において見直しがなされる予定。

① 授業料に関わるもの

ア 授業料に就学支援金の対象とならない費用を内包

晃陽学園高校^{*11}（私立）、A I E国際高校^{*12}（株立）

イ 就学支援金の対象とならない費用が授業料であるような誤解を招くおそれのある表記^{*13}

飛鳥未来高校（私立）、一ツ葉高校（株立）

ウ 学則における授業料に関する規定の不備

師友塾高校^{*14}（株立）

② ウェブサイト等における不適切な表示

ア 就学支援金が「特典」等であるかのように不適切に表示

*11 自動車学校における運転免許取得に係る費用が含まれていたものだが、平成28年度からの授業料に関してであり、実際に支給されてはいない。

*12 高校教育ではないサポート校の対価が含まれていたものだが、実際には就学支援金は本校授業料との相殺に全て充てられていたため、返還等は生じない。

*13 いずれの学校も就学支援金による授業料債権の相殺については、学則上の授業料により適正に行われていた。

*14 就学支援金を支給する県及び認定地方公共団体には報告していたものの、徴収する授業料と学則記載の授業料に乖離が生じていた。

福智高校^{*15}（私立）、勇志国際高校^{*16}（私立）、一ツ葉高校^{*17}（株立）、屋久島おおぞら高校^{*18}（私立）

イ 旧制度から更新されてない等による誤った表示

聖光学院高校^{*19}（私立）、国際学院高校^{*20}（私立）、東葉高校^{*21}（私立）、日本ウェルネス高校^{*22}（私立）

4 事務処理の状況

計算書類上の状況に関しても点検票の提出を求めた上で、実地検査において各都道府県が帳簿類等の確認を行い適正に事務処理が行われているかの確認を行った。

概ね適切に処理されていたが、以下のような不適切な事例がみられた。いずれについても事務処理上の誤り等によるものであり、故意による不正は確認されなかった。

なお、指摘された事項については、各都道府県及び学校において、必要な対応がなされる予定。

(1) 就学支援金の支給に関する事務処理の誤り

① 受給資格のない者に対して支給

石川県（1校1名）

※生徒による「過去の在学期間」欄の記入誤りによるもの。

② 支給限度額の計算誤りなどにより過大に支給

北海道（1校2名）、兵庫県（3校、83名）、広島県（1校、6名）、福

*15 就学支援金を「特典」として表示。

*16 「高等学校に在籍している生徒は全員受給資格があります」との誤った表示

*17 「入学時期に応じて授業料減額!! 3月までの転校生はかなりお得です!」「Price Down」等の表示とともに就学支援金を差し引いた授業料を表示。

*18 「加算支給額も先引きします」との表示をしていたが、実際には加算額の一部のみであり、実態と表示が異なっていた。

*19 旧制度に基づく表示

*20 旧制度に基づく表示

*21 旧制度に基づく表示

*22 全日制に対する支給額を表示

岡山（1校19名）、沖縄県（1校8名）

③ 支給期間の処理誤りによる支給漏れ

長野県（1校1名）

(2) 生徒・保護者と連絡がとれない等による就学支援金相当額の還付^{*23}等の遅れ

聖光学院高校（私立）、つくば開成高校（私立）、晃陽学園高校（私立）、鹿島学園高校（私立）、日本放送協会学園高校（私立）、科学技術学園高校（私立）、立志舎高校（私立）、日出高校（私立）、日本航空高校（私立）、自然学園高校（私立）、地球環境高校（私立）、さくら国際高校（私立）、代々木高校（株立）、長尾谷高校（私立）、第一学院高校養父校（株立）、師友塾高校（株立）、精華学園高校（私立）、松陰高校（私立）、日本ウェルネス高校（私立）、未来高校（私立）（計20校）

(3) 就学支援金との相殺後の授業料を誤って過大に徴収

未来高校（私立）

(4) 就学支援金に関する書類等の不備

① 都道府県が作成や保管を求める書類の不備

大智学園高校（株立）、松栄学園高校（私立）、一ツ葉高校（株立）、府内高校（私立）

② 都道府県の委託に基づく受給資格認定通知を未送付

高松中央高校（私立）

5 その他

今回の緊急点検を通じて、就学支援金の適正な事務以外の観点から違法や不適切な状況が、以下のとおりみられた。

*23 各学校が授業料を予め徴収していた場合に、代理受領した就学支援金相当額を生徒・保護者に返還することになるが、すでに退学しており連絡がつかない等の理由によって還付が遅れており、対応に苦慮している事案がみられたもの。

(1) 特区法に関わるもの

① 特区外での教育実施として認定地方公共団体が指導したもの

A I E 国際高校（兵庫県淡路市）…特区外において単位認定試験を実施

② 学則上の記述が不適切として認定地方公共団体が指導したもの

札幌自由が丘学園三和高校（北海道和寒町）…学則において「学習指導（添削指導，面接指導及び試験）」を本校の他に，特区外に所在する学習センターで行うことが定められていた。

(参考) 特区外での教育実施について今後確認が必要なもの

①及び②のほか，以下の事例があった。

- ・ 学校教育として行うレポート補助を特区外に所在する学習センターで行っている事例
- ・ 試験を特区外に所在するサポート校で実施している事例

(2) 学則変更手続きの漏れ

第一学院高校高萩校^{*24}（株立），E C C 学園高校^{*25}（株立）

(3) 書類の不備

大智学園高校^{*26}（株立），志学会高校^{*27}（私立）

6 ウィッツ青山学園高校の取扱いについて

ウィッツ青山学園高校に対する緊急点検では，同校の生徒5人について，受給資格がないにも関わらず就学支援金が支給されていたことが確認された。また，授業料に関する経理処理が不適切であること，提携する民間教育施設を就学支援金事務に関与させておきながら指導監督をせず，不正受給につながる環境を放置

*24 学則において学習センターを記載していたが，新たな学習センターを開設する際に認定地方公共団体に報告したものの，学則を変更せずに開設していた。

*25 学則においてサポート教室を記載していたが，新たなサポート教室を開設する際に，学則を変更せずに開設していた。また，学則上に記載していたサポート教室について，学則を変更せず，名称変更及び移転が行われていた。

*26 転学者に係る前籍校作成の指導要録がない者がいた。

*27 一部の年度の財務計算書類，帳簿，予算書が不存在。

してきたこと、事務体制が不十分であったこと、学校設置会社の親会社が経理等の機能を担っており、学校を管理すべき学校設置会社としての在り方そのものに問題があったこと等を三重県が指摘した。

しかしながら、同校については、関連資料が捜査機関に押収されていること、同校が提携する民間教育施設への確認が必要であるなどの理由から、完全な回答が得られていない。また、同校の学校の管理・運営に関し様々な法令違反と考えられる事項が判明しており、現在、同校に係る特区の認定地方公共団体である伊賀市が実態の把握、是正に向けた指導を行っているところであり、全容が解明されていないことから、本報告の4及び5においては含めていない。

○ 広域通信制高校に対し就学支援金を支給する都道府県に対する点検

1 各都道府県における就学支援金支援金事務の状況

(1) 就学支援金の事務処理に関するマニュアルの作成状況

28団体で事務処理の手順等については、文部科学省の事務処理要領を活用。5団体は文部科学省の事務処理要領を踏まえて、団体ごとの状況を加味して独自のマニュアルを作成し、使用していた。

(単位：団体)

作成している	作成していない	文科省の事務処理要領で代用	その他	計
5	0	28	0	33

(2) 法第3条の受給資格規定について設置者に対する周知の状況

法第3条の受給資格規定については、29団体で設置者に周知していた。文部科学省の事務処理要領の配布によって周知している団体が多かった。

一方、2団体（宮城，滋賀）では周知を行っていなかった。

(単位：団体)

周知している	周知していない	その他	計
29	2	2	33

【その他】

- ・学校からの問い合わせがあった場合に回答している。複数の学校から同じ問い合わせがあった場合、メールにて全校に通知している。(兵庫)
- ・必要に応じて文部科学省の事務処理要領を用いて説明している。(和歌山)

(3) 法第21条の罰則規定について設置者に対する周知の状況

法第21条の罰則規定については、28団体で設置者に周知していた。法令や文部科学省の事務処理要領の配布によって周知している団体が多かった。

一方、2団体（宮城，滋賀）では周知を行っていなかった。

(単位：団体)

周知している	周知していない	その他	計
29	2	2	33

【その他】

- ・ 会議や問い合わせの対応の中で罰則規定について言及している。(山梨)
- ・ 文部科学省の事務処理要領に沿って行うよう指導している。(和歌山)

(4) 法第7条の代理受領規定について設置者に対する周知の状況

法第7条の代理受領規定については、29団体で設置者に周知しているとの回答であった。法令や文部科学省の事務処理要領の配布によって周知している団体が多かった。

一方、3団体(宮城、山梨、滋賀)では周知を行っていないかった。

(単位：団体)

周知している	周知していない	その他	計
30	3	0	33

(5) 広域通信制高校に関する就学支援金事務実施上の配慮や工夫等

【配慮や工夫の例】

- ・ 広域通信制高校については、転学者に係る確認事項が多く、時間を要することから、スケジュールをずらし作業期間を確保している。(埼玉、東京、鹿児島)
- ・ 単位制や転学者について、残支給単位等の計算等が複雑であるため、独自の様式を定めている。(東京、大阪、香川)
- ・ 広域通信制については、全国にキャンパスが存在し事務処理が煩雑である。そのため、月に2回、2時間程度の書類審査の時間を設け、学校担当者に来庁いただき、申請書等の確認や指導を行っている。(奈良)
- ・ 履修単位に相違がないか、履修表の提出を別途求めている。(沖縄)

(6) 平成22年度(就学支援金制度開始)以降の实地検査による就学支援金事務

の確認状況

法令上、都道府県に実地検査が求められてはいるものではないが、26団体において実施されていた。うち、16団体（青森、栃木、石川、長野、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、島根、香川、愛媛、大分、鹿児島）では、当該団体内のすべての学校に対し実地検査が行われていた。一方、7団体（宮城、群馬、埼玉、千葉、山口、福岡、沖縄）においては、1校も実施されていなかった。なお、株立に支給している10団体中5団体（北海道、福島、三重、広島、熊本）は株立に対してのみ未実施であった。

（単位：団体）

実施あり	実施なし	計
26	7	33

学校数で見ると、実地検査を1回以上受けた^{*28}学校数は、私立49校（59%）、株立7校（37%）。一方、私立34校（41%）、株立12校（63%）は一度も実地検査を受けていなかった。

（単位：団体）

	計	実施校	未実施校
私立	83	49	34
株立	19	7	12
計	102	56	46

*28 都道府県によって実施頻度や対象校の基準が異なるため、複数回実地検査を受けている学校も存在。

○ 広域通信制高校に関する特区計画の認定地方公共団体に対する点検

1 就学支援金制度に関する認識の状況

(1) 法第3条の受給資格規定についての認識状況

法第3条の受給資格規定については、17団体で認識されている。一方、2団体（兵庫県・養父市，兵庫県・淡路市）は認識していなかった。

（単位：団体）

認識している	認識していない	計
17	2	19

(2) 法第21条の罰則規定についての認識の状況

法第21条の受給資格規定については、16団体で認識されている。一方、3団体（兵庫県・養父市，愛知県・豊田市，兵庫県・淡路市）は認識していなかった。

（単位：団体）

認識している	認識していない	計
16	3	19

(3) 法第7条の代理受領規定についての認識の状況

法第7条の罰則規定については、17団体で認識されている。一方、2団体（兵庫県・養父市，兵庫県・淡路市）は認識していなかった。

（単位：団体）

認識している	認識していない	計
17	2	19

(4) 認定地方公共団体として就学支援金に関して実施している措置の状況

法令上、認定地方公共団体が就学支援金事務を行うものではないが、以下のような取組例がみられた。

- ・毎年、5月と8月に認定申請書・課税証明書等の書類を学校事務担当者と

一緒に審査して、生徒の受給資格を点検している（茨城県・高萩市）。

- 年1回開催される学校審議会の中で就学支援金について、学校長より報告を受けている（石川県・白山市）。

以 上

広域通信制高校一覧

※()内は株式会社立学校を置く認定地方公共団体。

都道府県	設置者	設置年度	No.	学 校 名
北海道	私	H4	1	クラーク記念国際高校(学校法人 創志学園)
	私	H11	2	星槎国際高校(学校法人 国際学園)
	私	H18	3	北海道芸術高校(学校法人 恭敬学園)
	私	H22	4	とわの森三愛高等学校(学校法人 酪農学園)
(和寒町)	株	H21	5	札幌自由が丘学園三和高等学校(株式会社 札幌自由が丘教育センター)
青森県	私	H10	6	青森山田高校(学校法人 青森山田学園)
宮城県	私	H14	7	仙台育英学園高校(学校法人 仙台育英学園)
	私	H26	8	仙台白百合学園高等学校(学校法人 白百合学園)
福島県	私	H18	9	聖光学院高等学校(学校法人 聖光学院)
(川内村)	株	H18	10	大智学園高等学校(株式会社 コーチング・スタッフ)
茨城県	私	H12	11	翔洋学園高校(学校法人 翔洋学園)
	私	H15	12	つくば開成高校(学校法人 つくば開成学園)
	私	H16	13	晃陽学園高校(学校法人 晃陽学園)
	私	H16	14	鹿島学園高校(学校法人 鹿島学園)
(高萩市)	株	H17	15	第一学院高等学校 高萩本校(株式会社 ウィザス)
(大子町)	株	H18	16	ルネサンス高校(ルネサンス・アカデミー株式会社)
(つくば市)	株	H20	17	東豊学園つくば松実高等学校(株式会社 つくば東豊学園)
栃木県	私	H18	18	日々輝学園高校(学校法人 開桜学院)
群馬県	私	H16	19	学芸館高校(学校法人 大成学園)
埼玉県	私	H14	20	武蔵野星城高校(学校法人 小池学園)
	私	H14	21	松栄学園高校(学校法人 松山学園)
	私	H14	22	国際学院高校(学校法人 国際学院)
	私	H14	23	霞ヶ関高校(学校法人 山口学院)
	私	H14	24	志学会高等学校(学校法人 志学会学院)
	私	H16	25	清和学園高校(学校法人 一川学園)
	私	H17	26	大川学園高等学校(学校法人 大川学園)
(深谷市)	株	H18	27	創学舎高校(株式会社 愛郷舎)
千葉県	私	H15	28	わせがく高校(学校法人 早稲田学園)
	私	H18	29	東葉高校(学校法人 船橋学園)
	私	H20	30	あずさ第一高校(学校法人 野田鎌田学園)
	私	H26	31	敬愛大学八日市場高等学校(学校法人 長戸路学園)
	私	H26	32	中央国際高等学校(学校法人 中央国際学園)
	私	H27	33	明聖高等学校(学校法人 花沢学園)

東京都	私	S37	34	日本放送協会学園高校(学校法人 日本放送協会学園)
	私	S39	35	科学技術学園高校(学校法人 科学技術学園)
	私	S50	36	東海大学付属望星高校(学校法人 東海大学)
	私	H10	37	北豊島高校(学校法人 北豊島学園)
	私	H11	38	立志舎高校(学校法人 立志舎)
	私	H15	39	日出高校(学校法人 日出学園)
	私	H17	40	聖パウロ学園高校(学校法人 聖パウロ学園)
	私	H17	41	国士館高校(学校法人 国士館)
私	H21	42	大原学園高校(学校法人 大原学園)	
石川県 (白山市)	株	H16	43	美川特区アットマーク国際高校(株式会社 アットマーク・ラーニング)
山梨県	私	H11	44	日本航空高校(学校法人 日本航空学園)
	私	H12	45	駿台甲府高校(学校法人 駿河台西学園)
	私	H16	46	自然学園高校(学校法人 自然学園)
	私	H27	47	甲斐清和高等学校(学校法人 伊藤学園)
長野県	私	H14	48	地球環境高校学校法人(学校法人 吉沢学園)
	私	H18	49	さくら国際高等学校(学校法人 上田煌桜学園)
	私	H20	50	天龍興譲高校(学校法人 どんぐり向方学園)
	私	H26	51	創造学園高等学校(学校法人 創造学園)
	私	H26	52	コードアカデミー高等学校(学校法人 信学会)
岐阜県	私	H20	53	ぎふ国際高等学校(学校法人 電波学園)
	私	H24	54	中京高等学校(学校法人 安達学園)
愛知県 (豊田市)	株	H23	55	ルネサンス豊田高等学校(ルネサンス・アカデミー株式会社)
三重県	私	H15	56	徳風高校(学校法人 三重徳風学園)
(伊賀市)	株	H17	57	ウィッツ青山学園高等学校(株式会社 ウィッツ)
(志摩市)	株	H17	58	代々木高等学校(株式会社 代々木高校)
滋賀県 (高島市)	株	H20	59	ECC学園高等学校(株式会社 ECC)
京都府	私	H15	60	京都共栄学園高校(学校法人 共栄学園)
	私	H23	61	京都外大西高等学校(学校法人 京都外国語大学)
	私	H26	62	京都廣学館高等学校(学校法人 南京都学園)
	私	H27	63	京都美山高等学校(学校法人 両洋学園)
大阪府	私	S39	64	向陽台高等学校(学校法人 早稲田大阪学園)
	私	H9	65	八洲学園高等学校(学校法人 八洲学園)
	私	H11	66	長尾谷高校(学校法人 東洋学園)
	私	H17	67	YMCA学院高等学校(学校法人 大阪YMCA)
(大阪府・ 大阪市)	株	H26	68	ルネサンス大阪高等学校(ルネサンス・アカデミー株式会社)
兵庫県 (養父市)	株	H20	69	第一学院高等学校養父本校(株式会社 ウィザス)
(相生市)	株	H20	70	相生学院高等学校(富士コンピュータ販売株式会社)
(淡路市)	株	H25	71	AIE国際高等学校(株式会社 エーアイイー)

奈良県	私	H21	72	飛鳥未来高等学校(学校法人 三幸学園)
	私	H26	73	奈良女子高等学校(学校法人 白藤学園)
	私	H27	74	日本教育学院高等学校(学校法人 奈良岡村学園)
和歌山県	私	H17	75	慶風高等学校(学校法人 田原学園)
	私	H27	76	高野山高等学校(学校法人 高野山学園)
島根県	私	H18	77	明誠高等学校(学校法人 益田永島学園)
岡山県	私	H12	78	岡山理科大学附属高校(学校法人 加計学園)
	私	H26	79	朝日塾国際高等学校(学校法人 みつ朝日学園)
	私	H27	80	興譲館高等学校(学校法人 興譲館)
広島県	私	H12	81	東林館高校(学校法人 喜田学園)
	私	H16	82	並木学院高校(学校法人 英数学館)
(尾道市)	株	H20	83	師友塾高等学校(株式会社 文学の館)
山口県	私	H21	84	精華学園高等学校(学校法人 山口精華学園)
	私	H23	85	松陰高等学校(学校法人 山口松陰学園)
香川県	私	H24	86	高松中央高等学校(学校法人 高松中央高等学校)
	私	H25	87	禅林学園高等学校(学校法人 禅林学園)
愛媛県	私	H15	88	今治精華高校(学校法人 今治精華学園)
	私	H18	89	日本ウェルネス高等学校(学校法人 タイケン学園)
	私	H18	90	未来高等学校(学校法人 河原学園)
福岡県	私	S43	91	福智高校(学校法人 福智学園)
	私	H18	92	近畿大学附属福岡高等学校(学校法人 近畿大学)
	私	H26	93	第一薬科大学附属高等学校(学校法人 都築学園)
(川崎町)	株	H21	94	川崎特区アットマーク明蓬館高等学校(株式会社 アットマーク・ラーニング)
熊本県	私	H22	95	勇志国際高等学校(学校法人 青叡舎学院)
(南阿蘇村)	株	H17	96	くまもと清陵高等学校(株式会社 ふりーだむ)
(山都町)	株	H20	97	一ツ葉高等学校(株式会社 I am success.)
大分県	私	H22	98	府内高等学校(学校法人 府内学園)
鹿児島県	私	H17	99	屋久島おおぞら高校(学校法人 KTC学園)
	私	H22	100	神村学園高等部(学校法人 神村学園)
沖縄県	私	H12	101	八洲学園国際高校(学校法人 八洲学園)
	私	H26	102	ヒューマンキャンパス高等学校(学校法人 佐藤学園)

広域通信制高校に置かれる施設数一覧

都道府県	設置者	No.	学校名	本校以外の 自校の 施設	協力校	連携する 技能教育 施設	サポート 校	事務の ための 施設	計
北海道	私	1	クラーク記念国際高校(学校法人 創志学園)	34	10	56	6	0	106
	私	2	星槎国際高校(学校法人 国際学園)	19	4	31	3	0	57
	私	3	北海道芸術高校(学校法人 恭敬学園)	0	0	0	6	0	6
	私	4	とわの森三愛高等学校(学校法人 酪農学園)	0	0	0	0	0	0
	株	5	札幌自由が丘学園三和高等学校(株式会社 札幌自由が丘教育センター)	0	0	0	4	0	4
青森県	私	6	青森山田高校(学校法人 青森山田学園)	1	1	0	0	0	2
宮城県	私	7	仙台育英学園高校(学校法人 仙台育英学園)	3	1	0	0	0	4
	私	8	仙台白百合学園高等学校(学校法人 白百合学園)	0	0	0	0	0	0
福島県	私	9	聖光学院高等学校(学校法人 聖光学院)	0	0	0	0	0	0
	株	10	大智学園高等学校(株式会社 コーチング・スタッフ)	1	0	0	6	0	7
茨城県	私	11	翔洋学園高校(学校法人 翔洋学園)	8	16	0	15	0	39
	私	12	つくば開成高校(学校法人 つくば開成学園)	19	9	0	60	0	88
	私	13	晃陽学園高校(学校法人 晃陽学園)	2	0	0	5	0	7
	私	14	鹿島学園高校(学校法人 鹿島学園)	12	39	4	187	0	242
	株	15	第一学院高等学校 高萩本校(株式会社 ウィザス)	1	0	0	47	0	48
	株	16	ルネサンス高校(ルネサンス・アカデミー株式会社)	0	0	0	2	1	3
	株	17	東豊学園つくば松実高等学校(株式会社 つくば東豊学園)	0	0	3	37	1	41
栃木県	私	18	日々輝学園高校(学校法人 開桜学院)	5	0	0	0	0	5
群馬県	私	19	学芸館高校(学校法人 大成学園)	3	1	0	0	0	4
埼玉県	私	20	武蔵野星城高校(学校法人 小池学園)	0	0	0	0	0	0
	私	21	松栄学園高校(学校法人 松山学園)	2	0	0	0	0	2
	私	22	国際学院高校(学校法人 国際学院)	1	0	0	0	0	1
	私	23	霞ヶ関高校(学校法人 山口学院)	0	0	0	0	0	0
	私	24	志学会高等学校(学校法人 志学会学院)	0	0	0	0	0	0
	私	25	清和学園高校(学校法人 一川学園)	0	0	0	0	0	0
	私	26	大川学園高等学校(学校法人 大川学園)	0	0	1	0	0	1
	株	27	創学舎高校(株式会社 愛郷舎)	0	0	0	0	1	1
千葉県	私	28	わせがく高校(学校法人 早稲田学園)	15	3	0	27	0	45
	私	29	東葉高校(学校法人 船橋学園)	0	0	0	0	0	0
	私	30	あずさ第一高校(学校法人 野田鎌田学園)	10	0	3	11	0	24
	私	31	敬愛大学八日市場高等学校(学校法人 長戸路学園)	0	0	0	4	0	4
	私	32	中央国際高等学校(学校法人 中央国際学園)	0	8	1	14	0	23
	私	33	明聖高等学校(学校法人 花沢学園)	0	0	0	3	0	3
東京都	私	34	日本放送協会学園高校(学校法人 日本放送協会学園)	2	34	0	0	0	36
	私	35	科学技術学園高校(学校法人 科学技術学園)	2	25	27	0	0	54
	私	36	東海大学付属望星高校(学校法人 東海大学)	2	12	7	0	0	21
	私	37	北豊島高校(学校法人 北豊島学園)	1	0	0	0	0	1
	私	38	立志舎高校(学校法人 立志舎)	0	0	0	0	0	0
	私	39	日出高校(学校法人 日出学園)	0	0	0	0	0	0
	私	40	聖パウロ学園高校(学校法人 聖パウロ学園)	0	9	0	0	0	9
	私	41	国士館高校(学校法人 国士館)	0	0	0	0	0	0
	私	42	大原学園高校(学校法人 大原学園)	0	0	0	0	0	0
	株	43	美川特区アットマーク国際高校(株式会社 アットマーク・ラーニング)	2	0	0	1	1	4
山梨県	私	44	日本航空高校(学校法人 日本航空学園)	4	2	6	91	0	103
	私	45	駿台甲府高校(学校法人 駿河台西学園)	12	11	2	3	0	28
	私	46	自然学園高校(学校法人 自然学園)	9	0	0	0	0	9
	私	47	甲斐清和高等学校(学校法人 伊藤学園)	0	0	0	0	0	0
長野県	私	48	地球環境高校(学校法人 吉沢学園)	3	5	6	0	0	14
	私	49	さくら国際高等学校(学校法人 上田煌桜学園)	0	0	1	83	0	84
	私	50	天龍興譲高校(学校法人 どんぐり向方学園)	0	0	0	0	0	0
	私	51	創造学園高等学校(学校法人 創造学園)	1	0	0	0	0	1
	私	52	コードアカデミー高等学校(学校法人 信学会)	1	1	0	0	0	2
岐阜県	私	53	ぎふ国際高等学校(学校法人 電波学園)	2	0	0	0	0	2
	私	54	中京高等学校(学校法人 安達学園)	0	0	0	2	0	2
愛知県	株	55	ルネサンス豊田高等学校(ルネサンス・アカデミー株式会社)	1	0	0	2	1	4
三重県	私	56	徳風高校(学校法人 三重徳風学園)	1	1	4	0	0	6
	株	57	ウィッツ青山学園高等学校(株式会社 ウィッツ)	0	0	0	40	0	40
	株	58	代々木高等学校(株式会社 代々木高校)	0	0	0	88	0	88

滋賀県	株	59	ECC学園高等学校(株式会社 ECC)	0	0	0	29	0	29
京都府	私	60	京都共栄学園高校(学校法人 共栄学園)	0	0	0	2	0	2
	私	61	京都外大西高等学校(学校法人 京都外国語大学)	0	0	0	0	0	0
	私	62	京都廣学館高等学校(学校法人 南京都学園)	0	0	0	0	0	0
	私	63	京都美山高等学校(学校法人 両洋学園)	0	0	0	0	0	0
大阪府	私	64	向陽台高等学校(学校法人 早稲田大阪学園)	0	50	21	0	0	71
	私	65	八洲学園高等学校(学校法人 八洲学園)	1	1	8	4	0	14
	私	66	長尾谷高校(学校法人 東洋学園)	4	0	2	0	0	6
	私	67	YMCA学院高等学校(学校法人 大阪YMCA)	0	6	3	5	0	14
兵庫県	株	68	ルネサンス大阪高等学校(ルネサンス・アカデミー株式会社)	0	0	0	2	1	3
	株	69	第一学院高等学校養父本校(株式会社 ウィザス)	1	0	0	45	0	46
	株	70	相生学院高等学校(富士コンピュータ販売株式会社)	10	0	0	17	0	27
	株	71	AIE国際高等学校(株式会社 エーアイイー)	0	0	0	3	0	3
奈良県	私	72	飛鳥未来高等学校(学校法人 三幸学園)	10	0	0	0	0	10
	私	73	奈良女子高等学校(学校法人 白藤学園)	0	0	0	0	0	0
	私	74	日本教育学院高等学校(学校法人 奈良岡村学園)	1	0	0	0	0	1
和歌山県	私	75	慶風高等学校(学校法人 田原学園)	0	1	0	8	0	9
	私	76	高野山高等学校(学校法人 高野山学園)	3	0	0	15	0	18
島根県	私	77	明誠高等学校(学校法人 益田永島学園)	6	1	0	3	0	10
岡山県	私	78	岡山理科大学附属高校(学校法人 加計学園)	0	3	0	0	0	3
	私	79	朝日塾国際高等学校(学校法人 みつ朝日学園)	1	0	0	0	0	1
広島県	私	80	興譲館高等学校(学校法人 興譲館)	0	1	0	4	0	5
	私	81	東林館高校(学校法人 喜田学園)	1	0	0	11	0	12
	私	82	並木学院高校(学校法人 英数学館)	1	0	0	4	0	5
山口県	株	83	師友塾高等学校(株式会社 文学の館)	0	0	0	2	0	2
	私	84	精華学園高等学校(学校法人 山口精華学園)	69	0	0	0	0	69
香川県	私	85	松陰高等学校(学校法人 山口松陰学園)	37	1	0	0	0	38
	私	86	高松中央高等学校(学校法人 高松中央高等学校)	0	0	0	13	0	13
愛媛県	私	87	禅林学園高等学校(学校法人 禅林学園)	0	0	0	0	0	0
	私	88	今治精華高校(学校法人 今治精華学園)	2	0	0	56	0	58
	私	89	日本ウェルネス高等学校(学校法人 タイケン学園)	11	0	0	54	0	65
福岡県	私	90	未来高等学校(学校法人 河原学園)	2	0	0	38	0	40
	私	91	福智高校(学校法人 福智学園)	0	19	6	0	0	25
	私	92	近畿大学附属福岡高等学校(学校法人 近畿大学)	0	7	0	0	0	7
	私	93	第一薬科大学附属高等学校(学校法人 都築学園)	3	1	0	2	0	6
熊本県	株	94	川崎特区アットマーク明蓬館高等学校(株式会社 アットマーク・ラーニング)	1	0	0	25	1	27
	私	95	勇志国際高等学校(学校法人 青叡舎学院)	4	0	0	16	0	20
	株	96	くまもと清陵高等学校(株式会社 ふりーだむ)	0	0	1	0	0	1
大分県	株	97	一ツ葉高等学校(株式会社 I am success.)	1	0	0	7	0	8
	私	98	府内高等学校(学校法人 府内学園)	1	0	0	0	0	1
鹿児島県	私	99	屋久島おおぞら高校(学校法人 KTC学園)	0	0	24	21	0	45
	私	100	神村学園高等部(学校法人 神村学園)	1	0	0	3	0	4
沖縄県	私	101	八洲学園国際高校(学校法人 八洲学園)	0	0	1	36	0	37
	私	102	ヒューマンキャンパス高等学校(学校法人 佐藤学園)	9	0	0	32	1	42
計				359	283	218	1204	8	2072